

平成 27 年 8 月 24 日
国家戦略特別区域 WG 資料
法務省入国管理局

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（案）の概要（抄）

- 国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業における創業外国人上陸審査基準
 - ・ 国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業における創業外国人上陸審査基準として、本邦に上陸しようとする外国人が行おうとする創業活動が、以下のいずれにも該当するものであることについて、国家戦略特別区域を管轄する地方公共団体の確認を受けていること等を定める。
 - ① 創業活動が法の目的に照らして適切なものであること
 - ② 創業活動に係る事業の計画が、適正かつ確実なものであること
 - ③ 創業活動に係る事業の規模が、経営又は管理に従事する者以外に本邦に居住する 2 人以上の常勤の職員が従事して営まれるものであること、資本金の額又は出資の総額が 500 万円以上であること又はこれらに準ずる規模のいずれかに該当すると見込まれるものであること
 - ④ 創業活動に係る事業を営むための事業所が、当該外国人の上陸後 6 月以内に当該国家戦略特別区域内において確保される見込みがあること